市報第8号

令和3年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告 地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度横浜市下水道 事業会計予算、令和3年度横浜市埋立事業会計予算、令和3年度横浜市 水道事業会計予算、令和3年度横浜市工業用水道事業会計予算、令和3 年度横浜市自動車事業会計予算及び令和3年度横浜市高速鉄道事業会計 予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

令和4年6月21日

横浜市長山中竹春

令和3年度横浜市下水道

款	項	事業	名	予計	上	算額	支 発	払 義 生	務額	翌繰	年越	度額
下水道事業1資本的支出				80, 8	317, 69	円 98, 280	49,	546, 89	円 90, 266	22,	894, 01	円 15, 397
	1建設改良費			80, 8	317, 69	98, 280	49,	546, 89	00, 266	22,	894, 01	15, 397
		下水道整	備事業	79, 1	128, 28	39, 280	48,	243, 55	6, 065	22,	689, 17	73, 397
		下水道改	良事業	1, 3	331, 64	7, 000	1,	050, 10)5, 754		165, 79	92, 000
		企 業 購 入	備 品 事 業	Ę	357, 76	52, 000		253, 22	28, 447		39, 05	50,000

企	業	左債	の国庫		t J 金	源 繰 工 事	資	越	訳 建 積	党 立 立	良金	不	用:	額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説	明
2, 940,	, 000,	円 000	7, 171,	615,	円 800	9, 479,	000,	円 000	3, 30	3, 399	円 , 597	8, 376	5, 792	円 , 617	円 -		
2, 940,	, 000,	000	7, 171,	615,	800	9, 479,	000,	000	3, 30	3, 399	, 597	8, 376	5, 792	, 617	-		
2, 940,	, 000,	000	7, 171,	615,	800	9, 479,	000,	000	3, 09	8, 557	, 597	8, 195	5, 559	, 818	-		て、感染症の影) 資材納入が遅 こめ
		_			-			_	165	, 792,	000	115,	749,	, 246	-		て、感染症の影) 資材納入が遅 とめ
		_			_			_	39	, 050,	000	65,	483,	, 553	-		D影響により資 バ遅延したため

令和3年度横浜市埋立

款	項	事	業	名	予計	上	算額	支発	払 義 生	務額	翌繰	年越	度額
1資本的支出					10,	201, 3	円 22, 860	8,	434, 09	円 96, 227		288,	円 344 , 100
	1埋立事業費				10,	201, 3	22, 860	8,	434, 09	96, 227		288,	344, 100
		建 受	設 発 入 事		10,	201, 3	22, 860	8,	434, 09	96, 227		288,	344, 100

左の財源内訳 土砂投入料	不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明
円 288, 344, 100	円 1, 478, 882, 533	円 -	
288, 344, 100	1, 478, 882, 533	-	
288, 344, 100	1, 478, 882, 533	-	関係機関との調整に日時を要したため

令和3年度横浜市水道

款	項	事	業	名	予		算	支	払 義	務	翌	年	度
办人	Ą.	7	未	扣	計	上	額	発	生	額	繰	越	額
1 水 道 事 業 1 資 本 的 支 出					33,	514, 40	円 02 , 000	24,	544, 67	円 0, 884	8,	530, 89	円 92 , 000
	1建設改良費				33,	514, 40	02,000	24,	544, 67	0, 884	8,	530, 89	92, 000
		配水管	整備	事業	26,	187, 48	32,000	19,	344, 81	9, 056	6,	757, 18	38, 000
		基幹施訂	投整備	請事業	6,	500, 13	31, 000	4,	819, 80	4, 303	1,	671, 32	27, 000
		そ 建 設 改	の 女良	他 工 事		526, 78	89, 000		380, 04	7, 525		102, 37	7, 000

左 企 業 債	八扣众及水水	損 益 勘 定	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
3, 196, 000, 000	円 293, 374, 000	円 5, 041, 518, 000	円 438, 839, 116	円 -	
3, 196, 000, 000	293, 374, 000	5, 041, 518, 000	438, 839, 116	-	
3, 196, 000, 000	-	3, 561, 188, 000	385, 474, 944		主として、工法の調整 に日時を要したため
-	293, 374, 000	1, 377, 953, 000	8, 999, 697	-	主として、感染症の影響により資材納入が遅延したため
-	-	102, 377, 000	44, 364, 475	-	主として、県施行工事 が遅延したため

令和3年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 水道事業費用			円 14, 938, 063, 000	円	円
	1営業費用		14, 938, 063, 000	13, 998, 823, 934	352, 885, 000
		配水事業	14, 938, 063, 000	13, 998, 823, 934	352, 885, 000

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳水道料金等	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明
円 352, 885, 000	円 586, 354, 066	円 -	
352, 885, 000	586, 354, 066	1	
352, 885, 000	586, 354, 066		資材納入が遅延したため

令和3年度横浜市工業用水道

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
工 業 用 1 水 道 事 業 資 本 的 支 出			円 2, 461, 986, 000	円	円 963, 302, 000
	1建設改良費		2, 461, 986, 000	1, 360, 524, 171	963, 302, 000
		工業用水道施設整備事業	2, 369, 787, 000	1, 354, 909, 587	883, 453, 000
		その他建設改良工事	92, 199, 000	5, 614, 584	79, 849, 000

<u></u> 企	左 業	Ø	財債	源 損留	内 益 保	訳勘資	定金	不	用	額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
	57,	000,	円 , 000		906,	302,	円 000		138,	円 159, 829	円 -	
	57,	000,	, 000		906,	302,	000		138,	159, 829	_	
	57,	000,	, 000		826,	453,	000		131,	424, 413	ı	主として、感染症の影響により 資材納入が遅延したため
			-		79,	849,	000		6,	735, 416	_	県施行工事が遅延したため

令和3年度横浜市自動車

款	項	事	業	名	予		算		払 義		翌	年	度
					計	上	額	発	生	額	繰	越	額
1 自動車事業1資本的支出						788, 29	円 94, 000		554, 2	円 12, 982		52, 80	円 00, 000
	1建設改良費					788, 29	94, 000		554, 21	12, 982		52, 80	00, 000
		自動車	改良	事業		788, 29	94, 000		554, 2	12, 982		52, 80	00, 000

左損留	の 益 保	源内勘資	訳定金	不	用	額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明
			田			円	円	
	52	2, 800,	000		181, 2	81, 018	_	
	52	2, 800,	000		181, 2	81, 018	-	
	52	2, 800,	000		181, 2	81,018	1	感染症の影響により資材納入が遅延したため

令和3年度横浜市高速鉄道

款	項	事業名	予	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道事業1 資 本 的 支 出			円 23, 072, 255, 941	円 19, 369, 694, 310	円 480, 262, 694
	1建設改良費		23, 072, 255, 941	19, 369, 694, 310	480, 262, 694
		高速鉄道改良事業	23, 072, 255, 941	19, 369, 694, 310	480, 262, 694

企業	左	の 一般 出 資	財 会 計 金 金	源国庫	村 助 金	訳 一 _角 補	股 会 助	計金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
123, 00	円 00, 000	96, 68	円 52, 948	123,	円 446, 722	137	, 163, (円 024	円 3, 222, 298, 937	円 -	
123, 00	00, 000	96, 6	52, 948	123,	446, 722	137	, 163, (024	3, 222, 298, 937	-	
123, 00	00, 000	96, 65	52, 948	123,	446, 722	137	, 163, (024	3, 222, 298, 937	-	関係者との調整に日時 を要したため

参考

地方公営企業法(抜粋)

(予算の繰越)

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額 の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議 においてその旨を議会に報告しなければならない。